

上越市森林整備計画の案に対する意見の要旨及び処理結果について

(計画期間：令和3年4月1日から令和13年3月31日)

(縦覧期間：令和3年2月17日から令和3年3月17日)

計画事項	意見の要旨	当該意見の処理の結果
<p>Ⅲ. 森林整備の合理化に関する事項等</p>	<p>林業事業体（森林組合）による森林整備がより促進するような計画を策定し、森林施業が進展することを要望します。</p>	<p>当該計画に基づいて、森林施業等を推進することにより、適切な森林整備の促進を図っていくことが、寄せられた意見を実現するものと考えています。</p>
<p>Ⅵ. その他森林の整備のために必要な事項 ○森林の総合利用施設 光ヶ原わさび田の森 光ヶ原みずばしょうの森</p>	<p>両施設は自然環境保全地域にも指定されていることから、公の施設共用廃止後も自然環境保全のため、市による維持管理の直営を継続することを望みます。</p>	<p>当該計画の案に記載の当該施設の廃止予定は『第4次上越市公の施設の適正配置計画（案）』に基づくものとなっています。『同適正配置計画』は令和3年2月に策定に至り、当該両施設は「維持管理費と利用実態を踏まえ、廃止し、地域団体等を通じた利活用を図る」ことを理由に令和3年度に廃止する計画としており、廃止後においては、特段、森林の手入れは行わないこととしています。</p> <p>また、当該森林は天然生主体の森林となっており、当該計画のI.3.(3)森林の整備及び保全の目標に記載のとおり、特に原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本としています。</p>